

学位論文題名

清朝の禮制と思想

学位論文内容の要旨

本論文は清代の礼制に関する第一部「文廟従祀」と第二部「清代公羊学」からなる。

第一部第一章「雍正二年の文廟従祀とその時代的背景—主導した人物の特定とその影響力を中心として—」では、雍正二年（1724）の従祀改革とその時代的背景について考察している。

第一節「康熙年間の動向」では、従祀改革論が、康熙初には、朝廷外で議論されても朝廷に上奏されることは無かったのが、康熙二十年代になると従祀改革の上奏が盛んになり、康熙五十年代に到ると、朱子学に基づいて従祀改革が実行されたことを指摘している。

第二節「雍正二年の文廟従祀の経過」では、雍正二年の従祀改革の経緯を考察し、従祀改革の契機が、礼部尚書の張伯行（1651～1725）の上奏文であることを指摘している。礼部の頂点に位置する張伯行が大きな影響力を有し、自分の意見によって明の羅欽順（1465～1547）などを候補に入れたと指摘している。

第三節「張伯行の尊朱黜王」では、張伯行が、陽明学を批判した羅欽順らを朱子学に貢献したという観点から評価して、従祀の候補に加えたこと、朱子学と心学を折衷した思想傾向を有していた元の呉澄（1249～1333）を従祀に加えなかったことなどを確認している。

第四節「張伯行の危機意識」では、張伯行が臣下の理想像として諸葛亮を従祀の列に加えたのは、当時の朱子学者が専ら科挙受験のための学問を事とし、官吏になって私欲を遂げようとする社会風潮に対する危機感の現われであると指摘している。

第二章「戴聖の文廟従祀について」では、前漢の学者で、『礼記』の編纂者として知られている戴聖を取り上げている。戴聖は、『礼記』編纂の功績によって、唐の貞観二十一年（647）に、従祀されたが、明の嘉靖九年（1530）に従祀の列から外され、清代になっても従祀の列に戻されることはなかった。本章では、その理由を考察している。

第一節「戴聖の文廟従祀が廃止された経緯」では、戴聖の従祀について、元の馬端臨（1250～1325）が異議を唱え、馬端臨の見解が明代中葉の程敏政に受け継がれたこと、程敏政（1445～？）が、戴聖を従祀の列から取り除くため、戴聖の師である后蒼が『后氏曲台記』、すなわち『礼記』を著して戴聖に伝えたのであるから、戴聖を従祀の列から外して后蒼を従祀の列に加えるべきだと提案したことを確認している。この提案は後に、明の大礼の議で、嘉靖帝に迎合する張璁が利用したため、嘉靖九年に採用され、戴聖の文廟従祀が廃止され、代わりに后蒼が新たに従祀された事実を指摘している。

第二節「戴聖復祀の頓挫」では、戴聖の復祀が提案される雍正二年までを考察の対象としている。康熙年間（1662～1722）の後半になると、閻若璩（1636～1704）や張伯行（1651

～1725)らが嘉靖九年の後蒼從祀に異議を唱え、雍正二年に到ると、張伯行が戴聖を復祀するように提案したが、雍正帝は、「賊吏」として從祀の列から外された戴聖について、復祀することを許さなかったと指摘している。

第三節「乾嘉期における議論」では、戴震(1723～1777)や錢大昕(1728～1804)らの考証学者が、『礼記』成立における戴聖の功績を認めていたにもかかわらず、戴聖復祀を上奏しなかった背景には、戴聖の徳行が問題となっていたこと、さらには尹嘉銓(1711～1781)が自分の父親の從祀を上奏して乾隆帝の逆鱗に触れて処刑された事件の影響があったことを指摘している。

第四節「清末における議論」では、道光年間以降においても『礼記』における戴聖の功績が認められていたが、帝国列強が侵略する内憂外患という時代を迎えたため、忠義を重視する観点から悪行を重ねた戴聖は復祀されなかったということを明らかにしている。

第二部「清代公羊学」では公羊学者として孔広森(1752～1786)と劉逢禄(1776～1829)を取り上げている。

第一章「孔広森『公羊通義』における経権説」では、清代最初の『公羊伝』の注釈書である『公羊通義』に見える孔広森の思想の一端を探るべく、経権説を取り上げている。

第一節「『公羊伝』の「権」に対する歴代の評價」では、孔広森の経権説の思想的意義を明らかにするため、『公羊伝』の「権」への批評を跡付け、『公羊伝』の「権」に対する二種の批判を確認している。一つは、「権なる者は、経に反するも、然れども後に善有り」という『公羊伝』の「権」の定義に関して、「経に反す」の部分に注目し、「権」が権変権謀に結び付いているという批判である。もう一つは、君臣の義を重視する観点から、春秋時代の祭仲が君主を廢位した行為を『公羊伝』が「権」として認めていることへの批判である。

第二節「孔廣森の解釈」では、第一の「経に反す」という批判に対して、孔広森が、動機を重視する漢代の公羊学者の見解を意識し、さらに『公羊伝』の「権」の定義である「後に善有り」に注目し、「権」が行なわれた後には必ず善い結果が伴わなければならないと考えていたこと、つまり、動機と結果の一致を重視することによって、『公羊伝』の「権」が権変権謀であるという批判に反論しようとしていたと論証している。第二の、王位の篡奪・君主の廢位を『公羊伝』が「権」として容認しているという批判に対しては、孔広森は、一度君主の地位を逐われた君主が再び君主の座に返り咲くまでを「権」とし、暫定的手段として許容したことを明らかにしている。

第三節「季子について」では、孔広森が「権」の体現者として春秋時代の季子を取り上げている。季子は、君主を弑した自分の兄達を罰した人物である。季子の行為について、孔広森は季子を「後に善有り」という「権」の体現者と見ていたこと、季子の行為を「権」として認める唐の陸淳の説を引用することで自説を補強したと指摘している。

第二章「劉逢禄の経世思想に対する再検討—「通三統」説を中心として—」では劉逢禄(1776～1829)の経世思想を取り上げている。

第一節「何休の「通三統」説に対する歴代の評價」では、漢の何休の「通三統」説とその評価について検証し、何休の「通三統」説は、周から漢への王朝交代を正当化する説であること、この説が、周を王とする立場からは、革命思想であると酷評されたことを指摘している。

第二節「莊存與・孔廣森の「通三統」説」では、莊存與(1719～1788)と孔広森(1752

～ 1786) の「通三統」説について考察し、両者とも、何休の「通三統」説への批判を意識して、周を王とする立場を受け入れ、周が夏・殷両王朝の末裔を優遇したと見ていることを指摘している。

第三節「劉逢禄の「通三統」説」では、劉逢禄が、何休の「通三統」説に好意的な見解を持っていたが、王朝交代、すなわち革命思想とされた何休の説については、否定的であったと指摘している。劉逢禄の「通三統」説は、先行研究においては、王朝交代や社会変革を計ろうとする劉逢禄の経世思想の中核とされていたが、実は、王朝交代や社会変革を認めないものであるということを論証している。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 佐 藤 鍊太郎
副 査 教 授 弼 和 順
副 査 教 授 三 木 聰

学位論文題名

清朝の禮制と思想

本論文は、清朝における文廟従祀と清代公羊学を取り上げて考察を加えたものである。第一部では文廟従祀を取り上げている。文廟すなわち孔子廟は、中国のみならず、儒学の影響を受けた日本や朝鮮、ベトナムなどでも作られ、現在なお存続しているのも多い。この文廟には、唐代以降、多くの儒者が従祀されてきたが、文廟従祀は、時代状況と密接な関係があるとされている。本論文では、清代になされた従祀を取り上げ、その従祀がその当時の時代状況と関係があるのか、あるとすればどのように関連しているのか考察を加えたものである。

第二部で論じている清代公羊学は、考証学と並ぶ清代の代表的な学問であり、清末民初期の儒学思想を語る上で不可欠な学問である。従来清代公羊学に関する研究は、その最盛期である清末民初期の公羊学に偏っており、公羊学が興起し始めた清代の乾嘉期に関する研究は、それほど多くないことに鑑み、本論文では、清代で始めて『公羊伝』に全面的な注釈を施した孔広森（1752～1786）と、公羊学の発展の基礎を築いたとされる劉逢禄（1776～1829）の公羊学を取り上げてその解釈の特徴を探っている。

第一部第一章は、『日本中国学会報』第58集（2006）に登載された論文で、清代の文廟従祀が当時の政治的背景と密接に関連していることを論証することに成功している。第二章でも文廟における従祀と廢祀の経緯と理由を具体的に提示しており、礼制度の研究に貢献する成果であると認めることができる。

第二部の第一章は『中国哲学』第33号（2005）に掲載された論文で、『公羊伝』の大きな特徴の一つである経權説を取り上げて、『公羊通義』に見える孔広森の思想の一端を実証的に明らかにしている。また、第二章は、「東アジアの経典解釈における言語分析」第一回国際学術シンポジウム（2006）の予稿集に発表済みである。本章では、劉逢禄の経世思想の中核とされた「通三統」説を取り上げて、劉逢禄が「通三統」に拠って王朝交代による政治的・社会的変革を主張したとか、清朝の存続を前提としつつ現状の改革を主張したとか、王朝交代には触れずに改革を主張したとか、革命を積極的に主張できなかったとか、先行研究に諸説あって定説が無かった問題について考察し、劉逢禄の「通三統」説が、実は、王朝交代や社会変革を認めないものであるということを論証している。第二部における考察は、公羊学が興起し始めた清代の乾嘉期の公羊学に関する新たな知見を提示し、

清末民初期の公羊学の研究に偏っていた従来の研究史の欠落を補うものとして高く評価できる。

本審査委員会は、以上の審査結果に基づき、全員一致して本論文が博士（文学）の学位を授与されるにふさわしいものであるとの結論に達した。